

令和3年4月6日

保護者様

たつの市立揖保川中学校
校長 嘉ノ海 仁士

令和3年度「特別警報」及び「警報」発令時の登校について

「特別警報」及び大雨・台風による暴風雨・大雪にかかる「警報」発令時の生徒の登校について、次のように対応します。

については、テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 臨時休業

(1) 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」(以下「警報」)が発令されているときは臨時休業とします。

※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても、「たつの市」が発令されていない場合には、登校します。

(2) 午前7時以降、8時30分までに、「警報」が発令された場合も臨時休業となります。

2 登校途中、又は登校済みの場合

「警報」発令が登校中、又は登校済みの場合は、生徒の安全確保を最優先に適切に対応をします。

3 午前8時30分以降、「警報」が発令された場合

通学路の安全等を確認してから下校させる等の対応をします。生徒の安全確保を最優先に適切に対応します。

4 その他

(1) 「警報」による問い合わせは、緊急電話などが不通になると困りますので、ご遠慮下さい。

(2) 「警報」が発令されていない場合でも、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡をしますのでその指示に従って下さい。

(3) 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」「大雨・洪水・大雨・暴風・暴風雪」のいずれかの警報が発令されているときは、学校給食は中止とします。

※裏面に「学校給食の対応について」があります。

令和3年4月6日

保護者 様

たつの市立揖保川中学校
校長 嘉ノ海 仁士

令和3年度「特別警報」・「警報」発令時の学校給食の対応について

大雨・台風による「特別警報」・「警報」発令時の学校給食について、次のように取り扱います。

記

- 1 午前7時の時点でたつの市に「特別警報」「大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪」のいずれかの警報が発令されているときは、その日の学校給食は中止とします。
- 2 午前7時の時点で、警報が発令されていないが、午前8時30分までに警報が発令された場合は、その日の学校給食は中止とします。
- 3 午前8時31分以降に警報が発令された場合は、学校給食の中止の判断は学校の状況等により学校長が行い、緊急連絡メールにより連絡をします。